

市長の権限に属する事務の一部を川越市保健所長に委任する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第42号

市長の権限に属する事務の一部を川越市保健所長に委任する規則の  
一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の一部を川越市保健所長に委任する規則（平成  
15年規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第21項中「省令」という。）」の次に「並びに医薬品、医療機  
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する  
法律（令和7年法律第37号。以下この項において「一部改正法」という。）」  
を加え、同項第11号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に  
改め、同項第12号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改  
め、同項に次の2号を加える。

- (80) 一部改正法附則第13条第4項の規定による法第4条第1項の許可  
を受けた者の薬局に係る特定調剤業務の委託及び受渡委託並びに法第  
26条第1項の許可を受けた者の店舗に係る受渡委託の許可に関する  
こと。
- (81) 一部改正法附則第13条第8項の規定による登録受渡店舗に係る登  
録に関すること。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。